

2021年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民法・商法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の5～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民法

〔問題〕

以下の【事実】を読んで、〔設問 1〕及び〔設問 2〕に解答しなさい。各設問は独立したものとして検討しなさい。なお、解答にあたっては、平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律」により改正された「平成29年改正民法」を適用しなさい。

【事実】

1. A は、各種の産業機械の製作・販売を業とする会社であり、B は、電子部品の製造販売を業とする会社である。2020年7月15日、B は、電子部品製造用の機械（以下、「本件機械」という。）の製作及びB の α 工場への設置工事について、A と契約の交渉をした。
2. 交渉の結果、同日、A・B 間で請負代金3000万円にて本件機械の製作及び設置工事をする旨の請負契約（以下、「本件請負契約」という。）が締結された。本件請負契約では、設置工事の納期は同年8月20日までとされ、同年9月10日までに代金が支払われることが合意されている。

〔設問1〕（配点60点）

【事実】1 から 2 の後に、以下の経緯があった。【事実】1 から 6 までを前提として、B は A に対していかなる法的主張をなしうるか検討しなさい。

【事実】

3. A は、本件機械を製作し、2020年8月17日に α 工場に設置した。ところが、B が本件機械を稼働させて製品の生産を開始したところ、同月24日頃から本件機械から異常振動及び異常音が発生するようになり、B は直ちにこのことを A に連絡した。
4. A は、本件機械は製造後に試運転をして問題がないことが確認されており、1 週間は何もなかったのに急に不具合が生じることは考えられず、B の従業員の操作ミスによる故障ではないかと回答し、もし修理を求めるとすれば有償での修理になると B に告げた。
5. B はやむを得ず、機械の修理業者 C に調査を依頼した。同年8月31日、C からは、異常振動及び異常音は、本件機械の設置のバランスが適切なものではなく、本件機械の部品に負荷がかかっていることによること、このまま稼働を続けると重大な故障につながる恐れがあること、それを避けるためには、本件機械を一度取り外して設置工事をやり直す必要があることを内容とする調査報告書が出された。

6. Bは上記報告書を受け取り、直ちに本件機械の稼働を停止している。本件機械を一度取り外し部品の損傷の有無を確認した上で、再度設置するには10日ほどの日数及び200万円ほどの費用がかかることが、Cの調査報告書には記載されている。また、Bは本件機械の稼働停止により、1日当たり30万円の営業損失を受けることになる。

[設問2] (配点40点)

【事実】1から2の後に、以下の経緯があった。【事実】1から2及び7から9までを前提として、DはBに対していかなる法的主張をなすうるか検討しなさい。

【事実】

7. Aは、本件機械を製作し、2020年8月17日に α 工場に設置して、Bの検収を受けた。その後、コロナ禍の影響もあり、Bの事業は芳しくなかった。そのため、Bは、同業の部品メーカーDと交渉し、本件機械による電子部品の生産をDに引き継がせると共に、 α 工場を本件機械が付属したまま、賃料月額200万円、毎月末までに翌月分を支払い、2年間の約定でDに賃貸することにした(以下、「本件賃貸借契約」という)。同年9月1日に、Bは α 工場をDに引き渡し、Dが α 工場での操業を承継した。
8. 同年9月15日、本件機械が突然停止し作動しなくなった。Dはこのことを直ちにBに連絡した。BはAに連絡したが、Aはコロナ不況により資金に事欠く状態となり事業活動を停止していた。そのため、Bは当惑しなんらの措置もとらないでいる。
9. やむをえず、Dは修理業者に調査してもらったところ、本件機械に用いられた β 社製の部品に欠陥があり、それにより誤作動が生じ、本件機械の部品が他の損傷し突然稼働を停止したことが分かった。DはBに本件機械の修補を求めたが、Bは修補をせず、Dは電子部品の生産ができないまま、9月末になり、本件賃貸借契約における10月分の賃料支払期日が到来した。Dは本件機械の稼働停止により α 工場が一切操業できなくなり、1日当たり30万円の営業損失を受けることになる。

商 法

〔問 題〕

次の【事実】を読んで、問1 及び 問2 に答えなさい。

【事実】

1. 2019年12月25日、A 及び A の友人 B は、観光地として有名な甲市内で、和食店「乙」を営むことを目的とする Y 株式会社（以下、Y 社という。）の設立を計画した。A 及び B は、Y 社の定款を作成し、発起人として署名した。
2. 2020年2月14日、A は、甲市内の飲食店に酒類を販売する X 株式会社（以下、X 社という。）と交渉し、「乙」の開業の準備のため、「Y 社 発起人 A」名義で、Y 社の設立を条件として高級日本酒を購入し、代金の支払期限を同年3月31日とする契約（以下、本件契約という。）を締結した。Y 社の定款には、本件契約に関する定めはない。
3. 2020年3月3日、Y 社の設立登記がなされ、A は Y 社の唯一の役員である取締役就任し、B は Y 社の役員に就任しなかった。その翌日「乙」が開店し、X 社から購入した高級日本酒を観光客に提供した。
4. しかし、新型コロナ・ウイルスの感染拡大のため、甲市を訪れる観光客が皆無となり、同年3月31日に「乙」はやむなく閉店となった。Y 社は存続しているが、X 社への本件契約上の代金支払はなされていない。
5. X 社は、甲市内の取引先がすべて経営不振に陥ったため、自らも資金繰りに窮しており、本件契約の未払い代金を回収したいと考えている。

問1 X 社は、Y 社にいかなる請求をすることができるか。

問2 A は、X 社に対して無権代理人の責任を負うか。

